

募 集 要 項

「平成30年度 築城基地航空祭」における売店出店業者の募集について、細部記載しておりますので、募集案内と併せてご覧の上、応募の参考にしてください。

応募資格については、出店及び販売能力があり、誓約書の事項と次に掲げる諸条件に従っていただける業者の方であれば、どなたでも応募いただけます。

ただし、個人での出店又は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に抵触する方の出店は、遠慮させていただきます。

1 販売概要

(1) 実施日

平成30年11月25日（日）

※ 日程は予定であり、中止を含め内容等が変更されることがあります。

(2) 販売時間等

午前6時30分から午後3時00分（基準）

当日の天候等により築城基地航空祭の時程が変更された場合、販売時間が変更になる場合があります。

なお、販売準備時間の確保のため、深夜の時間帯に基地に来ていただくこととなりますが、基地への入門時間については別途連絡いたします。

また、販売時間内に商品を完売されても、売店係が指示するまで売店の撤収はできません。

2 販売品目

(1) 食品

食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする食品の販売については、築城基地を管轄する保健所からの営業許可を受けていること及び調理者・販売員全員が航空祭当日の2か月以内に細菌検査（サルモネラ、赤痢、O-157）を受けることが販売の条件となります。

(2) 飲料

ア 容器

容器がビンのは、保安上の観点から販売を認めません。

イ 酒類

酒類の販売は認めません。一般的にノンアルコールと呼ばれているものであっても、すべて酒類とみなします。

(3) 土産品等

ア 土産品

変質・腐敗するようなナマモノの販売は認めません。

酒類の販売は認めません。

イ ミリタリー・グッズ

放射性同位元素が装備された羅針盤トリチウムコンパス、サバイバルナイフ等の刃物、モデルガン及び弾薬・爆弾等の模造品は危険物とみなしますので、販売を認めません。

ウ その他

風船等の飛散するものの販売は認めません。

(4) その他

出店申請時に提出していただく販売品目内訳表により、販売不適と判断した品目については、販売を認めません。

3 応募資格

(1) 応募資格

出店申請者の応募資格は、次のア～クを備える者であることとします。

ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

※ 同等の資格を有するとは、出店及び販売能力があり、関係法令、誓約事項及びこちらの示す諸条件を遵守できることをいいます。

イ 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」において規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

カ 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

キ 暴力団員等及び上記ウからカまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

ク 過去の出店等において、公序良俗に反していないこと。

※ 従業員の中に上記イからクまでに定める者が1人でも該当した場合、警察の指導により出店をお断りしますので、ご了承ください。

4 募集数

(1) 総数

80業者程度

(2) 内訳

ア 45業者程度

築城基地周辺自治体である2市4町1村（行橋市、築上町、みやこ町、豊前市、上毛町、吉富町、赤村）に所在する業者

イ 35業者程度

ア以外の業者

一方の枠の応募業者数が予定数に満たず、他方の枠の応募業者数が予定数を超える場合、余った枠数を不足する枠へ振り替えるものとする。また、アの業者数が予定数を越える場合は、不足枠数をイの業者枠数より振り替える。

5 販売方法等

(1) 販売区画

1業者当たりの販売区画は、(間口)5.4m×(奥行)3.6mとします。

※ のぼり及び看板、ひさし等も、この販売区画内に収めてください。

また、衛生管理面及び安全上等の観点から、必ずテントを張って販売していただくとともに、テント内地面が汚損しないようブルーシート等を敷くなど工夫すること。なお、飲食提供において、調理設備を搭載した車内からの直接販売は不可とします。

(2) 電気及び水の供給

電気及び水の供給は、当方では一切行いません。出店に必要な場合は、出店業者でご用意ください。

(3) 火気の使用

基地内で火気を使用する場合、**必ず事前に届出をする**とともに、**使用する火気器具の数に応じた消火器を備え付けてください**。（簡易式スプレーは認めません。）業者の名前をマジック等で消えないように記した使用期限内の消火器を必ずご用意ください。

(4) 資材等

出店に必要な資材等は、すべて出店業者でご用意ください。

(5) 出店費用

ア 国有財産（土地）使用料

出店に際して、国有財産法の規定に基づく土地の使用許可申請を行い、当該使用料をお支払いいただきます。

イ 廃棄物（ゴミ）の収集運搬費用

来場者の売店利用に伴うゴミの収集・運搬を業者委託いたしますので、その費用を出店業者にご負担いただきます。

参考：昨年度のア、イの合計額は4,300円程度です。

(6) その他の事項

ア 基地内への立入、車両運行及びテント設営等については、こちらの指示に

従ってください。

イ 食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする出店業者は、衛生管理面（食中毒防止）の観点から、必ず消毒液、手洗い水及び洗面器等を準備し、テントごとに備え付けてください。食品を販売する場合は、**当日に食中毒発生時における検体用として食品全品の保存食の提出をお願いします。**

ウ 販売に伴うゴミ等は、出店業者側がすべて持ち帰ることとします。

また、販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施していただき、こちらの点検を受けていただきます。

なお、ゴミ袋及び清掃用具は、出店業者側で準備してください。

エ 駐車場に限りがございますので、基地乗入車両は**1業者当たり2台以内**とし、**車長は5.4m以内**とします。なお、**店舗隣接駐車はできません。車は資材等を降ろした後、指定された駐車場へ移動となる予定です。**

オ 築城基地航空祭当日は、売店の巡視指導を行います。その際、こちらの指示に従っていただけない場合、その時点で販売中止等の処置を行うことがあります。この場合、出店業者側に発生した損害について、航空自衛隊築城基地は、何ら賠償又は補償をすることはありません。

6 提出書類等

(1) 平成30年9月12日（水）午後5時までに提出が必要な書類

ア 平成30年度築城基地航空祭売店出店申請書（別紙様式第1）

イ 誓約書（その1）（別紙様式第2）

ウ 誓約書（その2）（別紙様式第3）

エ 基地入門者名簿（別紙様式第4）

本書に記載された以外の方は、当日販売員としての基地立ち入り及び販売に携わることができません。

オ **上記エに記載された方全員の公的機関が発行した顔写真入りの証明書（自動車運転免許証、旅券（パスポート）等）のコピー**

※ コピーの用紙サイズは、「A4」の用紙を使用し、等倍でコピーをしてください。

カ 販売品目内訳表（別紙様式第5）

本書に記載された品目以外の販売は認めません。

※ 築城基地航空祭当日は、食品（飲料）全品について食中毒発生時における検体用として、保存食の提出をお願いします。

キ 会社概要等（別紙様式第6）

ク 委任状（別紙様式第7）

ケ 登記簿謄本（個人商店の場合は、戸籍抄本。）発行後3か月以内のもの

コ 財務諸表（個人商店の場合は、確定申告書の写し）※直近のもの

サ 納税証明書（直近のもの。個人商店「その3の2」法人「その3の3」

※ 応募日現在において、次の（a）～（c）いずれかに該当する業者の方は、それを証明するものを提出することにより、上記ケ～サに定める書類に代えることができるものとします。

（a）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）保有業者（資格決定通知書の写し）

（b）各省庁共済組合等契約業者

（c）2市4町1村（行橋市、築上町、みやこ町、豊前市、上毛町、吉富町、赤村）に所在し、かつ商工会又は商工会議所である会員（**要出店業者推薦状**）

シ 基地乗入車両届（別紙様式第8）

本書に記載された以外の車両は、当日基地内への乗り入れができません。

届出がなされていても、違法改造等の車両についても同様とします。また、前日にテント設営が実施される場合も同様とします。**売店営業に必要な物品（テント等）について基地内への配達及び回収のために、別途リース会社等の車両を入門させることはできません。**

ス 使用機材一覧表（別紙様式第9）

本書に記載された以外の機材は、使用できません。

（3）平成30年11月7日（水）午後5時までに提出が必要な書類
（食品衛生法に基づく登録・許可を必要とする食品販売業者の方のみ）

ア 臨時営業許可書の写し

イ 細菌検査結果報告書（サルモネラ、赤痢、O-157）

調理者及び販売員全員分、検査日が航空祭当日から2か月以内であること。

（4）提出先

〒829-0151

福岡県築上郡築上町西八田

航空自衛隊築城基地 第8航空団業務隊厚生班

築城基地航空祭売店係

（5）その他

ア **提出期日までに必要書類の提出がない場合は、出店を認めません。**

イ **必要書類の提出があった場合でも、必要な記載がなされていない場合は、出店を認めないことがあります。**

ウ **上記ア又はイの理由により出店を認めない場合、応募業者の方に発生した損害について、航空自衛隊築城基地は、何ら賠償又は補償をすることはありません。**

エ **郵送の場合は、必着とします。**

オ **申請に関して不明な点が生じた場合は、本項第1号から第3号の提出書類の他に、別途、所要の書類の提出を求めることがあります。**

7 抽選会及び事前説明会等

(1) 出店可否抽選会

ア 日時

平成30年10月4日(木)午後2時～ ※ 時間厳守

イ 場所

築上町中央公民館(福岡県築上郡築上町大字高塚756)

ウ 出店可否抽選会を実施しない旨の通知

出店可否の抽選会を**実施しない**場合は、各出店申請者へお知らせいたします。

(2) 出店事前説明会及び出店場所抽選会

ア 日時

平成30年11月7日(水)午後2時～ ※ 時間厳守

イ 場所

築上町中央公民館(福岡県築上郡築上町大字高塚756)

(3) その他

抽選会及び事前説明会に参加されない応募業者の方は、出店できません。
抽選会に参加できる人数は1業者につき2名までとさせていただきます。
また、応募業者間での委任(代理)は認めません。

8 その他

(1) **出店権利の譲渡及び名義貸し等は、禁止します。**

(2) **応募及び出店は、1業者1店舗までとします。**

(3) **航空祭当日に、調理員及び販売員全員について、公的機関が発行した顔写真入りの証明書(自動車運転免許証、旅券(パスポート)等)による本人確認を行います。**

上記の本人確認ができない方の調理、販売及び販売区画への立入りは、禁止します。

(4) **第3項第1号の応募資格に抵触する応募業者の方、又は抽選会及び航空祭当日等において、こちらの指示に従っていただけなかった業者の方については、今後出店をお断りします。**

(5) **第6項の規定により、商工会等が業者を推薦するにあたっては、当該商工会等において、本要項の条件に添う業者であることを確認の上で、推薦状を発行して下さい。**

[個人情報に関すること]

提出頂いた書類については、築城基地航空祭の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

平成30年9月 日

航空自衛隊築城基地司令 殿
(業務隊長気付)

平成30年度築城基地航空祭売店出店申請書

住 所	_____
ふりがな 会 社 名	_____
ふりがな 代 表 者 名	_____ 印
ふりがな 担 当 者 名	_____
電話番号	_____
携帯番号	_____

平成30年度の築城基地航空祭において、売店を出店したいので下記書類を添付して申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 誓約書（その1）
- 2 誓約書（その2）
- 3 基地入門者名簿
- 4 公的機関が発行した顔写真入り証明書
- 5 販売品目内訳表
- 6 会社概要等
- 7 委任状
- 8 登記簿謄本（個人商店の場合は、戸籍抄本）
- 9 財務諸表（個人商店の場合は、確定申告書の写し）
- 10 納税証明書（直近のもの。個人商店「その3の2」法人「その3の3」）
- 11 車検証の写し

※ 提出期限：平成30年9月12日（水）午後5時

[個人情報に関すること]

提出頂いた書類については、築城基地航空祭の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

誓約書（その1）

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、航空自衛隊築城基地が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 築城基地航空祭における売店の出店業者として不適当な者
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が暴力団員等に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 暴力団員等及び上記（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとしているとき。
- 2 公序良俗に反する使用等
暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに該当するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用の許可を受けた用地を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 上記(1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

防衛省所管国有財産部局長
九州防衛局長殿

平成30年9月 日

住 所 :

会 社 名 :

代表者名 : 印

生年月日 : 年 月 日

※ 提出期限：平成30年9月12日(水)午後5時

誓約書(その2)

平成30年度築城基地航空祭における売店の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令と共に次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合は、出店の差し止め又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

- 1 出店に際して、認められた目的以外の行為は、一切行いません。
- 2 出店の意思がなくなり、若しくは出店が不可能となった場合には、速やかに担当者へ連絡し、指示を受けます。
- 3 安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等について係員の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
- 4 食品・飲料を販売又は取り扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に充分配慮し、保健所及び係員の指導に従い食中毒の発生防止に努めます。
- 5 販売品目及び販売価格は、基地側が容認する範囲のものとし、有害な商品及び基地側が不適と判断するものについては販売しません。
- 6 出店に際し、基地の施設、物品等を滅失又は破損等した場合は、速やかに報告するとともに、これを原状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 7 出店及びこれに関して発生した費用、損害等は、すべてこれを負担します。
築城基地航空祭が中止又は内容等が変更された場合及び係員の指示に従わなかったことにより出店を中止しなければならなくなった場合も同様とし、これによって発生した費用、損害等について一切基地側に請求いたしません。
- 8 築城基地航空祭における売店の出店に関し提出する全ての書類が、虚偽でないことを確約します。
- 9 その他、出店に関して疑義がある場合は、その都度、基地側と協議し、指示を受けます。

航空自衛隊築城基地司令 殿

平成30年9月 日

住 所 :

会 社 名 :

代表者名 :

印

生年月日 : 年 月 日

※ 提出期限：平成30年9月12日(水)午後5時

基地入門者名簿

会社名 _____

No.	氏名	ふりがな	生年月日	性別	住所 (郵便番号、電話番号)	売店責任者に ○印
1					〒	
2					〒	
3					〒	
4					〒	
5					〒	
6					〒	
7					〒	
8					〒	
9					〒	
10					〒	

**※ 名簿提出後の基地入門者の変更及び追加は、一切認めません。
人数につきましては、この名簿1枚に収まるようにしてください。**

※ 提出期限：平成30年9月12日（水）午後5時

[個人情報に関すること]

提出頂いた書類については、築城基地航空祭の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

販売品目内訳表

会社名 _____

No.	販売品目	販売価格	備考

※ 提出期限：平成30年9月12日（水）午後5時

会 社 概 要 等

会社概要等 (印刷物等がある場合は、本紙の後に添付することにより本欄の記入省略可)	
1 会社名(商号)	
2 代表者(ふりがな)	
3 所在地	
4 設立年月日	
5 資本金	
6 社員数	
7 店舗数	
8 主な業務内容	
9 売上高(昨年度)	
10 沿革	
11 他のイベント等 においての出店状況 (過去3年程度)	(出店時期) (イベント名)

※ 提出期限：平成30年9月12日(水)午後5時

委 任 状

築城基地売店会長 殿

下記事項について委任します。

記

- 1 平成30年度の築城基地航空祭売店出店における国有財産（土地）使用許可申請手続き等に関する事。
- 2 平成30年度の築城基地航空祭売店出店及びこれに関して発生した費用等諸経費の支払い事務手続きに関する事。

平成30年9月 日

住 所 :

会 社 名 :

代表者名 :

印

※ 提出期限：平成30年9月12日（水）午後5時

基地乗入車両届

会社名 _____

車両操縦者	車種 (例：トヨタ ハイエース)	色	車両番号	車両の大きさ 長さ×幅 (単位:m)
				×
				×

駐車スペースに限りがありますので、長さ 5.5 m 以上の車両は基地内に乗入れできません。

※ 店舗隣接駐車はできません。車両は資材等を降ろした後、指定された駐車場へ移動となります。スペースの都合上、テント裏に車両を置いて販売することはできません。

記入に際しては、必ず車検証等を確認し、コピーを添付してください。この届を基に「基地内乗入許可証」を発行しますが、記入に誤りがある場合は、基地への乗り入れができません。当日忘れた場合も乗り入れはできません。

レンタカーの場合も車両番号は必ず記入し、コピーを添付してください。

※ 提出期限：平成 30 年 9 月 12 日（水）午後 5 時

使用機材一覧表

会社名 _____

火気使用の有無（該当する方を○で囲んで下さい。）

有 ・ 無

「有」に○をされた場合は、使用する機材等について記入して下さい。

機材名	規格	台数	備考

※ 発動発電機を使用する場合も、記入をお願いします。

火気器具台数 _____ 台なので、会社名を記入した消火器 _____ 本（ _____ 型）持参いたします。

（例：火気器具2台であれば、消火器は2型（0.6kg）を2本もしくは4型（1.2kg）を1本用意する必要があります。1器具1単位必要。）

通称	2型	4型	10型	15型	20型
消火薬剤量	0.6kg	1.2kg	3.0kg	4.0kg	6.0kg
単位	A=1	A=2	A=3	A=4	A=5

※ 提出期限：平成30年9月12日（水）午後5時